

新宮町区域外就学許可基準

事由	許可基準	取扱い		備考
		期間	必要書類等	
(1) 年度途中の転出	ア 小学校6年生、中学校3年生	卒業まで	・申請書	小学校6年 中学校3年
	イ その他の学年		・申請書	上記以外の学年
	・1、2学期の場合	当該学期末の2週間前後		
	・3学期の場合	学期末まで		
(2) 一時転出 (ただし、元の校区へ再転入することが確定していること。)	ア り災、住居の新築、増改築等	当該学期末までを基本とし、新築等に要する期間	・申請書 ・建築確認通知書又は契約書等の(写し)(工期が確認できるもの) ・その他事由を証明できるもの	全学年
	イ 公共工事に伴う一時立ち退き	事業が終了する当該学期末までの間	同上	全学年
(3) 事前就学 (転入予定の校区の学校への就学)	ア 住居の建築、購入等により、転入することが確定している場合	当該学期末までを基本として、建築等に要する期間	同上	全学年
(4) その他やむを得ない事由	ア 心身の故障等により遠距離の学校に通学することが困難な場合(例 院内学級等)	心身の故障等が回復、改善されるまでの間	・申請書 ・医師の診断書 ・その他事由を証明できるもの	全学年
	イ 指定学校に該当する特別支援学級がない場合	教育委員会が適当と認める期間	・申請書 ・校長の意見書	全学年
	ウ 債務償還困難又は家庭環境不調等の要因により、住民異動登録手続ができない転入の場合	要因が解消・解決に至るまでの期間 (現に居住している校区の学校へ就学すること。)	・申請書 ・住民登録地が確認できるもの ・児童生徒の生年月日が確認できるもの	全学年

	合		の ・現住所が確認できるもの ・民生児童委員の意見書(任意様式)	
	エ いじめ・不登校、 家庭の事情等の事由により、転校(又は引き続き従前の学校への就学)が、 児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	教育委員会が適当と認める期間	・申請書 ・校長の意見書	全学年
	オ 学校行事 (修学旅行、運動会等)	当該行事終了まで	・申請書 ・教育委員会事務局で行事等を確認要	全学年